

第3次古賀市ごみ処理基本計画（案）に関するパブリック・コメントの実施結果

令和6年3月27日 環境課

第3次古賀市ごみ処理基本計画（案）に対してパブリック・コメント手続を実施した結果について、古賀市パブリック・コメント手続実施要綱（平成20年3月告示第20号）第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

(1)政策等の題名	第3次古賀市ごみ処理基本計画（案）
(2)政策等の案の公表日	令和6年2月13日（火）
(3)パブリック・コメント手続の実施期間	令和6年2月13日（火）から令和6年3月13日（水）（30日間）
(4)意見等提出者数	6名
(5)提出意見等件数	55件
(6)提出意見等を考慮した結果及びその理由	下記のとおり

【提出意見等を考慮した結果及びその理由】

番号	該当ページ	パブリック・コメント（ご意見）の内容	計画への反映	ご意見への回答
1	全体	直接搬入と自己搬入は一緒でしょうか。一緒なら用語を統一していただきたいです。別であれば使い分け用語の定義等を示して欲しいです。	計画全体を通して該当箇所を次のとおり修正します。 「自己搬入→直接搬入」	ご指摘を踏まえ、直接搬入に用語を統一し、該当箇所の文言を修正します。
2	全体	家庭から出る可燃ごみの割合のトップは、厨芥類（生ごみ）で、次いで紙類 28.4%、プラスチック類（容器包装・製品）18.8%、布類 15.9%となっています。もし本気で可燃ごみの減量を図るのであれば、特に「生ごみ」の減量について具体的施策を示す必要があると考えます。 「家庭系ごみ対策」としての生ごみ減量の「啓発等」については、既に一定の成果を上げていてこれ以上の減量効果は期待できません。今こそ「生ごみの分別・資源化」の道筋を、強いリーダーシップのもと、市民に発信していく必要があります。	ご意見として承ります。	生ごみ減量につきましては、引き続き啓発を続けていくと共に、今後より具体的な対策（取組）につなげてまいります。
3	全体	清掃工場の稼働期限まで10年を切りました。次期の議論も始まりつつあります。今回のごみ処理基本計画には現在の清掃工場の教訓を活かしたごみ処理のあり方を期待しております。現在、可燃ごみとして処理されているプラスチック容器、剪定枝、生ごみ等を分別回収して資源化した場合と灯油を使って処理する場合のコストの比較もお願いします。（古布や紙おむつもあります）	ご意見として承ります。	ごみ処理の形態につきましては、ごみ処理の継続した適正処理と環境負荷の低減を図るため、玄界環境組合及び構成市町（福津市、宗像市、新宮町）と処理施設の効率的な運営について検討します。 コストの比較については、引き続き調査研究します。
4	全体	新たなゴミ処理施設建設を契機に大きくごみ減量を達成した自治体もあります。古賀市でも焼却処理前提ではないごみ処理でごみ減量につなげて欲しいと思います。	ご意見として承ります。	ごみ処理の形態につきましては、ごみ処理の継続した適正処理と環境負荷の低減を図るため、玄界環境組合及び構成市町（福津市、宗像市、新宮町）と処理施設の効率的な運営について検討します。
5	全体	個人の努力によるごみ減量では小さな数字目標しか掲げられませんが、可燃ごみを減らせる資源循環のシステムを構築できれば、地球温暖化対策としても貢献できます。ゼロカーボンシティ宣言をしている古賀市で莫大な灯油を燃やしてのごみ処理はできるだけ少なくしていくべきだと思います。	ご意見として承ります。	他自治体の先進事例等を踏まえ、古賀市に適した可燃ごみを減らせる資源循環のシステム構築について引き続き調査研究します。
6	全体	アンケート結果をみても、市民は協力的です。教育啓発、体制整備も重要ですが、住民生活に密着した具体的な循環システムを構築されることが急がれます。循環システムとごみ処理は密接な関係があるので、次期の清掃工場の有り方の議論に間に合うよう循環システムの構築をお願いします。システムが出来れば住民は理解し協力すると思います。宗像市、福津市、新宮町とも情報を共有し、古賀市がリーダーシップを発揮して下さい。併せて、高齢者へのごみ出し支援の拡充をお願いします。	ご意見として承ります。	高齢者ごみ出し支援につきましては、令和5（2023）年度から開始しているふれあい収集事業などを中心に、市民の負担が軽減される収集運搬体制について、費用対効果を踏まえて検討します。
7	全体	ごみ減量が進まないのは、個人の努力には限界があるからです。生ごみはこの20年庭の畑に埋めて処理していますし、使えなくなった衣類なども民間のリサイクルに出すなどして可燃ごみに出さない工夫はしていますが、困っているのがその他のプラ、リサイクルに出せない古布などで再資源化できるはずなのに古賀市では燃やすしかないものです。	ご意見として承ります。	製品プラスチックを始めとした資源化が進んでいない廃棄物につきましては、資源化について引き続き調査研究します。
8	全体	今からの10年は清掃工場の建替えなども検討されている大事な時期で、清掃工場で燃やすのではなく、せめて生ごみを集めて資源化の工場を作るなど今までにない思い切ったごみ減量の具体的な対策を講じてほしいと思います。 行政がごみ減量・資源化の受け皿を作ってくれば住民は協力します。他の先進自治体が出来た事は古賀市でも出来るはずで	ご意見として承ります。	ごみ処理の形態につきましては、ごみ処理の継続した適正処理と環境負荷の低減を図るため、玄界環境組合及び構成市町（福津市、宗像市、新宮町）と処理施設の効率的な運営について検討します。
9	全体	・生ごみの回収は、マンション・アパートなど集めやすい集合住宅から始める。 ・剪定枝草、古布などは現在の地域分別収集や紙類などの回収場所に加える。 ・廃食油は航空機燃料にも利用できるなどもっとアピールする。 ・菜の花祭りが見事なので、菜種油で公用車などの燃料になればいいですね。	ご意見として承ります。	収集方法の効率化を目的に、費用対効果を検証しながら収集運搬体制の見直しなどを検討します。 なお、廃食油につきましては、引き続き周知に努めます。
10	その他	P13家庭から出る可燃ごみの組成において、構成比の高い厨芥類（生ごみ）、紙類、プラ類（容器包装）、布類ごとの具体的な削減取組みを期待します。併せて、高齢者の資源ごみ集団回収支援も検討いただきたいと思います。（P33に可燃ごみの持ち出し支援はあります）	ご意見として承ります。	製品プラスチックを始めとした資源化が進んでいない廃棄物につきましては、資源化について引き続き調査研究します。 高齢者ごみ出し支援につきましては、市民の負担が軽減される収集運搬体制について、費用対効果を踏まえて検討します。
11	P6	分別12品目が何か記載されておらず、不明なため、注釈か用語の定義等対象品目を記載していただきたいです（ペットボトルが別の項目にあります、分別12品目には含まれていないのでしょうか。）。	P6 表1について次の文言を追記します。 「※ 分別12品目は、びん・ガラス・陶磁器・金属混合物・乾電池・スプレー缶・蛍光管・紙パック・ペットボトル・飲料缶・梱包材・プラスチック製容器包装です。」	P6 表1に左記の文言を追記します。
12	P6	事業所から排出される金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉱さい、がれき類は、業種に関わらず産業廃棄物になるはずで。そのため、事業系一般廃棄物としての不燃ごみはないと思うのですが、あわせ産廃として処理しているのであれば、その旨を記載してください。事業系一般廃棄物として処理しているのであれば、何を事業系不燃ごみとして処理しているのか教えてください。	計画全体を通して該当箇所を次のとおり修正します。 「不燃物埋立地に搬入されるコンクリートや陶磁器くず等については家庭から排出されたものとなりますので、P7 図7ごみ処理フロー図やP9 表3について一部修正しています。」	ご指摘のとおり、不燃物埋立地に搬入されたコンクリートや陶磁器くず等については家庭から排出されたものとなりますので、関係する箇所の文言を修正します。 一部のびん・缶については事業系一般廃棄物として処理しています。

番号	該当ページ	パブリック・コメント（ご意見）の内容	計画への反映	ご意見への回答
13	P6	図7には事業系ごみの粗大ごみが記載されているのに、表1には記載されていないので、整合を図っていただきたいです。	P6 表1について次のとおり修正します。 「事業系ごみの不燃ごみの下に粗大ごみについて追記」	表1に事業系ごみの粗大ごみについて追記するよう修正します。
14	P7	図7 ごみ処理フローにごみ量が記載されていますが、何年度の実績でしょうか。対象年度を明記してください。	P7 図7について次のとおり修正します。 「単位：t→単位：t（R4年度）」	対象年度を令和4年度と明記するよう修正します。
15	P7	図7 ごみ処理フロー「自己搬入ごみ」が「事業系ごみ」しか記載ありませんが、家庭から持ち込んでのごみもありますので、「生活系ごみ」の「自己搬入ごみ」も記載してください。	P7 図7について次のとおり修正します。 「自己搬入ごみ（事業系ごみ）→直接搬入ごみ」	ご指摘のとおり、直接搬入ごみには家庭から持ち込まれたごみもありますので、記載を修正します。
16	P10	表4 分別ごみ収集量 「2. 分別ごみの収集量」の本文中には「分別ごみ（12品目）の収集量は図10、表4」とあるのに、11品目しか記載されていません。1品目漏れているのではないのでしょうか。	P10 表4について次のとおり修正します。 「金物→金属混合物（スプレー缶含む）」	表4 分別ごみ収集量の缶は、飲料缶です。スプレー缶は金属混合物と合算して計上しております。誤解を招かないように「金属混合物（スプレー缶含む）」と表記を修正します。
17	P10	分別ごみ収集量の図10を見るとR4年度では資源ごみ量は大きく減り、不燃ごみ量は逆に大きく増えていますが何が原因でしょうか。	P10について次の通り修正します。 「分別ごみの量は、平成30（2018）年度以降、増加傾向にあります。」	資源ごみ量につきましては、P10表4に示しています通りペットボトルなどの回収量が減少しているのが原因です。 不燃ごみにつきましては、計上方法の見直しを行った結果、令和4年度の数値が上昇しました。 ご指摘を踏まえ、P10の記載を左記のとおり修正します。
18	P11	図11に示されている剪定枝回収における拠点回収の具体的な形態はどのようになっているのでしょうか。また、R4年度で以前と比べると量が急に大きく増えた理由はなぜでしょうか。	P11について次のとおり修正します。 「※ 剪定枝は福津市内の事業所を回収拠点とみなし、収集しています。」	福津市にある林田産業株式会社への直接搬入が具体的な形態です。 計上方法の見直しを行った結果、令和4年度の数値が上昇しました。 P11の記載を左記のとおり修正します。
19	P13	ごみの性状について、年度ごとの性状比較が必要ではないでしょうか。生活スタイルの変化に伴う変動を知る為には欠かせないと思います。	ご意見として承ります。	組成調査の実施頻度については、実施方法も含め、今後の課題として検討いたします。
20	P15	脱塩残渣とは、いわゆる副生塩のことでしょうか。それとも「焼却処理施設で処理された焼却残渣（脱塩残渣）」とあるのでしょうか。飛灰のことでしょうか。P15の記載のせいでよくわからなくなっているため、どういふものであるか、用語の定義にでも構わないので記載いただきたいです。	P15について次のとおり修正します。 「焼却処理施設で処理された焼却残渣は埋立処分していましたが、平成22(2010)年度からは焼却残渣の山元還元による再資源化に取り組んでいます。」	この文章の脱塩残渣は、一般廃棄物処理に伴い発生する副生塩ではなく、焼却残渣（飛灰・脱塩残渣）を指しています。文章を左記のとおり記載を修正します。 ご指摘をふまえ、P12の文言についても一部修正しています。 また、資料編P54に山元還元の用語説明をしています。
21	P17	「また、資源化率は（中略）他自治体と比較して家庭から出るごみの内訳における可燃ごみの比率が高い」とありますが、他自治体の可燃ごみの比率が不明なので、他自治体の可燃ごみの比率を記載いただきたいです。	原案のとおりとします。	本記載につきましては、令和2年度の一般廃棄物処理実態調査をもとに分析をしています。 ご指摘につきましては、原案のとおりとします。 【参考（少数第一位四捨五入）】 古賀市 生活系ごみ中の可燃ごみ比率 82% 全国 生活系ごみ中の可燃ごみ比率 72% 福岡市 生活系ごみ中の可燃ごみ比率 87% 福津市 生活系ごみ中の可燃ごみ比率 72% 宗像市 生活系ごみ中の可燃ごみ比率 83%
22	P17	一般廃棄物処理実態調査結果を確認すると、県や国の統計資料では、事業系の資源ごみが計上されています。一方で、古賀市では事業系の資源ごみを受け入れていません。資源化率が県や国と比較して低い原因は、この点が一番大きいのではないのでしょうか。資源化率の差が統計上の処理の違いに由来しているのか検証を望みます。 なお、事業系資源ごみは、ほとんどが産業廃棄物に該当すると考えられる。又は、事業系ごみは本来事業者が処理責任があるから受け付けていないなどの理由は十分に納得がいくもので、事業系資源ごみの処理を行っていないことについて否定するものではありません。	P17について次のとおり修正します。 「県内平均・全国平均を下回って推移している主な要因として、他自治体と比較して家庭から出るごみの内訳における可燃ごみの比率が高いこと、集団回収により資源化されるごみの比率が低いこと、事業系の資源ごみが計上されていないことがあげられます。」	ご指摘のとおり、古賀市では事業系の資源ごみを計上していないため、国や県と比較して資源化率が低い要因の一つとなっています。古賀市の資源化率が低い要因について左記のとおり記載を修正します。 市で把握できる事業系一般廃棄物の資源ごみの計上について、今後検証を行います。
23	P17	「また、資源化率は（中略）集団回収により資源化されるごみの比率が低い」とありますが、国全体や県全体でも集団回収量はごみ排出量の約4%程度なので、大きな要因にはならないのではないのでしょうか。	No.22のご指摘を踏まえ、P17について次のとおり修正します。 「県内平均・全国平均を下回って推移している主な要因として、他自治体と比較して家庭から出るごみの内訳における可燃ごみの比率が高いこと、集団回収により資源化されるごみの比率が低いこと、事業系の資源ごみが計上されていないことがあげられます。」	集団回収量につきましては、令和2年度一般廃棄物処理実態調査をもとに記載しています。令和2年度一般廃棄物処理実態調査では、本市の集団回収における1人1日あたりのごみ排出量は約19gであり、全国平均（約35g）・県内平均（約36g）と比較して差異が生じています。 古賀市の資源化率が低い要因については、No.22のご指摘を踏まえ左記のとおり記載を修正します。 また、市で把握できる事業系一般廃棄物の資源ごみの計上について、今後検証を行います。
24	P17	令和3年度には山元還元の量が記載されていないのはなぜですか。	P17について次のとおり修正します。 「※ 本計画の見直しに伴い、令和4（2022）年度からリサイクル総量に山元還元分を含めている」	P22表17 ごみ処理量と資源化率の実績値（参考）に記載している通り、本計画の見直しに伴い、令和4（2022）年度からリサイクル総量に山元還元分を含めています。P17表12 資源化率の推移にも、その旨記載するよう修正します。
25	P17	資源化率に関して、古賀市が福岡県や国の平均値よりも低い理由はなぜでしょうか。	No.22のご指摘を踏まえ、古賀市が福岡県や国の平均値よりも低い理由について次の通り修正します。 「県内平均・全国平均を下回って推移している主な要因として、他自治体と比較して家庭から出るごみの内訳における可燃ごみの比率が高いこと、集団回収により資源化されるごみの比率が低いこと、事業系の資源ごみが計上されていないことがあげられます。」	No.22のご指摘を踏まえ、古賀市が福岡県や国の平均値よりも低い理由について左記のとおり記載を修正します。

番号	該当ページ	パブリック・コメント（ご意見）の内容	計画への反映	ご意見への回答
26	P19	図15のごみ処理量は、1日1人当たりの量が横ばいになっていますが、その理由は何でしょうか。	P19を次の通り修正します。 「人口は微増傾向にある中で、全体の「ごみ処理量（資源化されない量）」及び「1日1人当たり処理量」については、令和3年度までほぼ横ばい傾向にありますが、事業系ごみ量の減少や令和4（2022）年度から資源化総量に山元還元分を含めているため、令和4（2022）年度は減少しています。	1日1人当たりの量が横ばいになっている理由について、左記の通り修正します。 ご指摘を踏まえ、P9の事業系ごみ量の記載についても修正をしています。
27	P20	ごみ処理経費がR元年には前年より大きく減少していますがその後緩やかですが増加に転じています。どんな理由があるのでしょうか。	ご意見として承ります。	平成30年度を最後に建設改良費と起債償還分がなくなったことにより処理及び維持管理費が減少したためです。その後、収集運搬費や組合分担金の増加により増加傾向にあります。
28	P20	図16のごみ処理事業経費は増加傾向にありますが、その理由は何でしょうか。また、県や国との経費の差の要因は何でしょうか。	ご意見として承ります。	事業経費の増加につきましては、収集運搬費や組合分担金の増加が主な要因です。 県、国との要因の差は一概には言えませんが、建設改良費や中間処理費が低いことが県、国に比べて経費が低い要因と分析しています。
29	P21	国や県の上位計画（循環型社会形成推進基本計画、福岡県廃棄物処理計画）との比較による評価を行っていただきたいです。	原案のとおりとします。	数値目標については、国や県の実績値等を踏まえて比較の評価を行っています。 ご指摘につきましては、原案のとおりとします。
30	P22	図17に示された1人1日当たりのごみ処理量と資源化率の推移に関して、事業系ごみ処理量は減少傾向ですが家庭系ごみ処理量はほぼ変化がみられません。理由は何か。またどのような対策が必要でしょうか。	ご意見として承ります。	家庭系ごみ処理量に変化がみられない理由として、古賀市第2次ごみ処理基本計画の家庭系ごみ対策が十分な成果をあげていないと分析しています。対策については、古賀市第2次ごみ処理基本計画の家庭系ごみ対策の課題を踏まえ、P47-48に記載している施策を展開していく必要があります。
31	P24	第2次計画における現状と課題については、生じた課題の原因や改善のための具体的な対策が明確ではありません、明確にすることが求められます。	ご意見として承ります。	P25-34に各基本方針に対する課題や対策について記載しています。これらを踏まえて今後、より具体的な対策（取組）につなげてまいります。 ご指摘につきましては、ご意見として承ります。
32	P26-27	いろいろな対策を講じて工夫されていることは理解していますが、それぞれに対する効果の様子が分かりません。今後の対策を考えるためには、理由も含めて検討が必要だと思いますがこの件に関する明確な記述がありません。この点を意識しながら計画を遂行することには効果的な計画策定と実行は難しいと思います。特に限られた財政的、人的、時間的資源の中で様々な対策を実行するためには必須だと思います。 さらに、いろいろな対策が計画されていますが、これらを一律に実施することはいろいろな制約があり難しいと推測されます。時系列に沿って大まかに年度ごとの重点施策を計画することも重要だと思います。	ご意見として承ります。	今後も引き続き実態の把握を行い、ごみ処理に係る体制の効率化、経費の抑制、ごみに関する情報の公開等に努めています。
33	P35	「家庭系ごみ排出量は横ばい傾向にあり、計画目標値には達していません。」とありますが、何が原因でそのような結果になったか明示されていません。具体的な原因が分かりませんが適切な対策を講じることは難しいと思います。具体的な形で原因と対策の明示が必要だと思います。	ご意見として承ります。	家庭系ごみ対策が十分な成果をあげていないことが主な理由であると分析しています。 対策につきましては、主としてP47-48の生活系ごみ対策の各施策を推進していくことが必要です。
34	P35	ごみ減量対策は長年にわたって実施されてきましたが、明確な減量効果が見えた対策とそうでないものがあると思います。どのようなことを実行したかの記載はありますが、効果の評価が記載されていません。各項目に対して効果とその判断理由は何でしょうか。次期に向けて効果的な計画を練るためには、良かった点をそうでなかった点の分析が不可欠だと思います。	原案のとおりとします。	効果の評価につきましては、どれだけの効果が得られたか一概に評価できないものが多く、記載しておりません。 ご指摘につきましては、原案のとおりとします。
35	P35	第3章第5節において、これよりも以前の章で挙げられた課題と課題が出た原因が整理されていません。もし以前の章に載せないのであれば、この章で載せてそれをもとにした議論が必要だと思います。ところが10行ほどの記述しかありません。このことが意味することは、課題点の理解が不十分であると言ったことなるように思います。ですので、本計画案は実効性に疑問が残ったままで、これまでの繰り返しが予想されるといった好ましくないものになる可能性は高いように思えます。とは言え、今の時点での見直しは難しいと思います。そこで、事前の策として、この教訓を生かして中間期に見直し案を提出することを考えられてはどうでしょうか。	ご意見として承ります。	P25-34に各基本方針に対する課題や対策について記載し、P35で各基本方針について総括しています。ご指摘につきましては、今後の課題として検討します。 なお、本計画につきましては、5年後に中間見直しを行う予定です。
36	P36 - 41	これまでの計画との違いを把握するためには、以下のことがまとめられていないと私たちは違いを理解することは大変難しいので説明をお願いします。 ・第3次計画において第2次計画から引き継ぐ取り組みは何でしょうか。 ・第3次計画で新たに取り組むものは何でしょうか。また新たな取り組みを必要とする理由は何でしょうか。	ご意見として承ります。	第2次計画の基本方針と施策につきましては、一部文言の変更はありますが、基本的に第3次計画に引き継いでいます。P24とP46の施策体系図を比較することでご確認いただけます。中でも、食品ロス削減推進法などの第2次計画期間中に制定された法律に対応するため、食品ロスの削減やプラスチックごみの取り組みなどについて第3次計画の施策に追加しています。
37	P39	国の表記に合わせて「家庭系ごみ」を「生活系ごみ」に変更すると思いますが、国の上位計画である「第四次循環型社会形成推進計画」では家庭系ごみとされています。「国の表記」だと上位計画と誤認するので、「一般廃棄物処理実態調査結果の表記に合わせ」とした方が良いと思います。	P39について以下の通り修正します。 「※第2次計画では、市民の日常生活から出るごみを「家庭系ごみ」としていましたが、「日本の廃棄物処理（環境省 令和5年3月）」の「日本の廃棄物処理に関する基本的な用語」の表記に合わせ、本計画では「生活系ごみ」に変更します。」	第2次古賀市ごみ処理基本計画において、家庭系ごみ排出量＝集団回収と資源ごみ等を含めた家庭からの一般廃棄物の排出量と定義していたため、このような記載としています。また、生活系ごみの定義については、「日本の廃棄物処理（環境省 令和5年3月）」の「日本の廃棄物処理に関する基本的な用語」に示されているため、国の表記と記載しています。 ご指摘をふまえ、文言を一部修正します。

番号	該当ページ	パブリック・コメント（ご意見）の内容	計画への反映	ご意見への回答
38	P42	人口ビジョン推計値は5年ごとになっていますが、「実績及び推計人口」のR5～R17は毎年度の数値が記載されています。人口ビジョンに推計値に記載のない年度の入算方法を記載いただきたいです（直線補完でしょうか）。	P42 表23について次のとおり追記します。 「推計人口：第2期古賀市人口ビジョン推計値をもとに直線補完した各年の推計人口」	左記のとおり追記します。
39	P43	「ごみ処理基本計画策定指針（環境省）」に示されているとおり、生活系ごみ排出量原単位と事業系ごみ排出量原単位は、トレンド法による推定を行っていただきたいです。コロナ禍とはいえ、表3のごみ排出量の推移をみると大幅な変化はみられず、過去2年間の平均値を用いる合理性が理解できません。 なお、トレンド法の推計式は、特記仕様書で発注されているとおり、「ごみ処理施設構造指針解説」に示されている方法とし、一次式、二次式、指数式、べき乗式、ロジスティック式の5式だけで問題ないと思います。	ご意見として承ります。	生活系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量について、ご指摘の5式での推計を行いました。算定期間中における直接搬入ごみの算出見直し等により、増減が一定でなく適切な推計を選択できませんでした。そのため、現状時を想定し全過去2年間（令和3年度、令和4年度）の排出量の平均値が、そのまま推移するものとなりました。
40	P43	表題に推計とありますが、実際は2033年までに5%削減を前提とした数値に過ぎないと思います。適切な表現に改めて誤解を招かない表現としてください。何故なら、P45に令和4年度から5%削減とありますが、この数値が算出された根拠は示されていません。	ご意見として承ります。	表24の推計値については、本文中の記載のとおり目標数値を前提としたものではなく、実績値をふまえた推計値となっています。
41	P44	「1人1日当たりの生活系ごみ排出量」の算出方法で示されている式では、剪定枝以外の自己搬入ごみが含まれていません。生活系ごみの直接搬入は剪定枝だけではないので、剪定枝以外の生活系ごみの直接搬入も含むように算出方法を見直してください。	P44について次のとおり修正します。 ①「1人1日当たりの生活系ごみ排出量」 =生活系ごみ（生活系収集ごみ+直接搬入ごみ+集団回収）の排出量÷年間日数（365日）÷人口	令和5（2023）年度実績から、市で把握できる生活系ごみについてすべて含むように算出します。記載についても、左記のとおり修正します。
42	P45	表25 1人1日当たりの生活系ごみ排出量「1人1日当たりの生活系ごみ排出量」は、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」と整合を図り、「資源ごみ、集団回収」を除いたものとしていただきたいです。リサイクル率の向上と相反する目標となっています。	原案のとおりとします。	ごみそのものの排出量の増減に着目する観点から、ごみ処理基本計画策定検討専門部会の協議の結果、本計画では生活系ごみ排出量を指標の一つとしています。 本計画では指標として設定していませんが、生活系ごみから「資源ごみ、集団回収」を除いた家庭系ごみの排出量については、指標の一つであるリサイクル率とともに進捗管理を行います。 ご指摘につきましては、原案のとおりとします。
43	P45	一般廃棄物処理実態調査結果では、令和3年度の1人1日当たりの生活系ごみ排出量が635g日となっています。一方で、本計画では549.7gとなっています。年度が違う、整理しているデータが違うなどの理由があったとしても、ここまでの差はありません。剪定枝以外の生活系自己搬入ごみも事業系ごみに含まれてしまっているためではないかと思えます。計上方法及び算出結果があるか再度確認してください。	P45について次のとおり修正します。 1人1日当たりの生活系ごみ排出量549.7g→556.2g	表25中の計画基準（実績値）は令和4年度の数値を記載しており、計上方法につきましては下記のとおりです。 「1人1日当たりの生活系ごみ排出量」 =生活系ごみ（生活系収集ごみ+直接搬入ごみ+集団回収）の排出量÷年間日数（365日）÷人口 なお、No.12のご指摘をふまえ、不燃物埋立地に直接搬入されている不燃ごみについて事業系ごみでなく生活系ごみとして計上を行い、549.7gから556.2gに修正しています。 古賀清掃工場（エコロの森）に直接搬入される生活系ごみと事業系ごみの計上方法については検証を行います。
44	P45	市民1人が1日に増やしていく資源ごみの量の目安として、剪定枝30g/人日とされていますが、きちんと検証されていないように見えます。令和4年度の家庭系ごみ（1人1日当たり）のごみ処理量は409g/人日であり、図13では木・竹・わら類が3%とされていることから、家庭系ごみ（資源ごみを除く）に含まれる木・竹・わら類は約12g/人日（=409g/人日×3%）と推定されますが、その12g/人日は資源ごみとして分別するとして、残りの18g/人日は、今までごみとして排出していなかった分までごみを多く出すということでしょうか。「1人1日当たりの生活系ごみ排出量」を減少させるという目標と矛盾していませんか。	P45について次のとおり修正します。 【目標達成のため市民1人が1日に増やしていく資源ごみ（50g）の量の目安】 ・空のペットボトル（500mlサイズ）2本分 ※1本 約25g ・新聞紙 3枚分 ※1枚 約19g ・紙パック（1ℓサイズ） 2本分 ※1本 約30g	コラムの例につきましては、戸建てにお住まいの方という前提のもと、目安を示したものになります。疑義が生じる事例であるため、記載については左記のとおり修正します。
45	P45	表25について、令和4年度から5%削減とありますが5%とした根拠は何でしょうか。また、リサイクル率を20%とした根拠は何でしょうか。 古賀市は「ゼロカーボンシティ宣言」をしていますが、ゼロカーボンとの関連で、第3次ごみ処理基本計画が実行されるどの程度CO2排出量の削減はされるのでしょうか。本計画（案）は上位計画の「第3次古賀市環境基本計画」の下位の計画ですので示すことが必要ではないでしょうか。 以上の事柄が明確でなければ、書かれていることは根拠が不十分ですので、形式的な案に留まるように感じます。 26ページの「家庭系ごみ対策の課題」に「これまで、3Rに関する市民への啓発や生ごみの減量、分別収集の実施等の資源化などの施策は実施してきており、市民のごみの減量・資源化の意識は高いものとなっています。」と書かれています。したがって次期計画を練る際に必要なことは、市民の意識は高いけれどごみ減量は横ばい状態にあることは何を意味しているかといった本質的な原因を明らかにすることなしでは、これまでの繰り返しとなる可能性が高いと推測されます。	ご意見として承ります。	5%とした根拠につきましては、福岡県廃棄物処理計画のごみ総排出量の増減率-5%を踏まえ設定しています。リサイクル率20%については、令和2年度全国平均値20%を踏まえ設定しています。
46	P45	計画目標（値）令和15(2033)年が「令和4年度から5%削減」となっていますが、P47、P48の施策ごとの内訳、およびP13組成ごとの内訳を明確にした方が良くと思います。その際には、できるだけ過去の実績とその分析から、ある程度合理的に導き出されることが望ましいと思います。	ご意見として承ります。	ご指摘につきましては、ご意見として承ります。
47	P45	環境基本計画でめざすべき環境の姿として、資源循環を謳っています。一方、古賀市の令和15(2033)年計画目標（値）が、全国、福岡県の現状程度となっております。更に高い目標設定しないと目標年度で全国、福岡県の同等水準に及ばないのではないかと危惧します。	ご意見として承ります。	5%とした根拠につきましては、福岡県廃棄物処理計画のごみ総排出量の増減率-5%を踏まえ設定しています。リサイクル率20%については、令和2年度全国平均値20%を踏まえ設定しています。

番号	該当ページ	パブリック・コメント（ご意見）の内容	計画への反映	ご意見への回答
48	P45	中間目標年度の目標値を設定していただきたいです。 中間目標年度の目標値を設定しない場合は、中間目標年度にごみ処理基本計画の見直す際、どのように評価・検証を行うのか教えてください。	ご意見として承ります。	中間目標年度に計画を見直す際、目標値に対しての進捗率を算出して評価・検証を行う予定としています。
49	P45	将来目標値は、莫大な費用を要する施設整備などにも大きな影響があるため、現実的に達成可能な目標設定を行ってください。	ご意見として承ります。	本計画における将来目標値は、国や県の将来目標値の設定基準や実績値を踏まえて設定しています。 中間見直しの際に、目標値と進捗率に乖離があった場合は、目標値の再設定について検討を行います。
50	P47-48	上記「1人1日当たりの生活系ごみ排出量(g)における計画目標(値)」にも関連しますが、各対策から期待できる成果をある程度定量的に算出しておいた方が目標達成の確度が高まると思います。	ご意見として承ります。	本計画における将来目標値は、国や県の将来目標値の設定基準や実績値を踏まえて設定しています。中間見直しの際に、目標値と進捗率に乖離があった場合は、目標値の再設定について検討を行います。
51	P48	リチウムイオン電池について、現在は市役所の窓口でしか廃棄できず、捨てづらいので、安全に捨てやすくなる施策を検討いただきたいです。	ご意見として承ります。	引き続きリチウムイオン電池の廃棄方法について検討を行います。
52	P48	第4章 第3節 1.(5)分別収集の推進について、廃棄物処理施設の火災の原因になりやすいリチウムイオン電池の分別についても記載していただきたいです。	P48について次のとおり修正します。 ・分別収集を安全に実施するため、リチウムイオン電池等の正しい廃棄方法を周知します。	第4章第3節1.(5)分別収集の推進に左記の文章を追加します。
53	資料4	資料3にありますように、第3次古賀市ごみ処理基本計画の策定に当たっては諮問委員会への諮問がなされていて、これに対する答申は資料4以降に書かれていると思います。ところが、これまでに指摘した問題点に対する説明は後のページを見てもありません。	資料4に答申を掲載します。	第3次古賀市ごみ処理基本計画の答申については、令和6年2月8日に答申を受けていますので、資料4に掲載します。
54	資料7	この答申は平成26年3月28日に出されたもので、今回の諮問への答申ではありません。今回の答申はどうなったのでしょうか。また、なぜこのようなことが生じたのでしょうか。平成26年の答申を見ても、これまでに指摘した問題点に関する記述は見られません。このことは、諮問委員会の存在意義が問われることを意味していると思います。今後に向けて諮問委員会のあり方は改めて頂くが必要だと思えます。	資料4に答申を掲載します。	資料7は、P34(6)「循環型社会の形成についての調査研究」の現状と課題における、古賀市循環型社会研究会からの答申であり、第3次古賀市ごみ処理基本計画に対する答申ではありません。第3次古賀市ごみ処理基本計画の答申については、令和6年2月8日に別紙のとおり答申を受けていますので、資料4に掲載します。 疑義が生じていますので資料7の資料構成を見直します。
55	資料編	ごみ区分ごとの将来推計値の表を載せていただきたいです。	原案のとおりとします。	目標設定にあたり、ごみ区分ごとの将来推計を行っておりますが、ごみ処理基本計画検討専門部会で協議の結果、検討資料との位置づけとし、計画書への記載はしないこととしました。